

記入例

(代理人による入札の場合)

様式第1号の2

第 1 回

入札書

千万	百万	十万	万	千	百	十	円
¥	2	0	8	3	0	0	0

【件名】 令和7年度 普通肥料原料（MAP）売払い（その1）

ただし、内訳は別紙内訳書のとおり

上記のとおり、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）その他仕様書等を承知のうえ入札いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

島根県宍道湖流域下水道事務所長 様

委任者 住所 東京都千代田区丸の内3-8-1
商号又は名称 〇〇〇システム株式会社
代表者職氏名 代表取締役 電気 太郎

代理人 住所 島根県松江市殿町1番地
商号又は名称 〇〇〇システム株式会社 松江営業所
氏 名 営業第一課長 島根 三郎

記入例

様式第1号の3

令和7年度MAP購入価格内訳書

(下記の□太枠欄に数値を記入してください。)

(2. 単価(1)、(2)及び入札額(A)の金額の頭には「¥」マークを記入してください。)

1. 購入予定数量等

MAP年間購入予定数量 100トン

MAP年間運搬予定回数 14回

2. 単価

(1) MAP1トンあたり資材単価

千万	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	3	0	0	0	0

(2) MAP 1回あたり運搬費

千万	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	6	5	5	0	0

●普通肥料原料(MAP)購入価格算定式

(予定数量)トン × 単価(1)円 - (予定運搬回数)回 × 単価(2)円

100 × 30,000 - 14 × 65,500

= 2,083,000... (A)

入札額 (A)

千万	百万	十万	万	千	百	十	円
¥	2	0	8	3	0	0	0

記入例

(代理人による入札の場合)

様式第2号

委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

島根県宍道湖流域下水道事務所長 様

委任者 住 所 東京都千代田区丸の内3-8-1
商号又は名称 〇〇〇システム株式会社
代表者職氏名 代表取締役 電気 太郎

私は、次の者を代理人と定め、下記事項の権限を委任いたします。

代理人 住 所 島根県松江市殿町 1 番地
商号又は名称 〇〇〇システム株式会社 松江営業所
氏 名 営業第一課長 島根 三郎

記

- 「令和7年度 普通肥料原料（MAP）売払い（その1）」の入札及び見積りに関する一切の権限。

入札書に関する注意事項

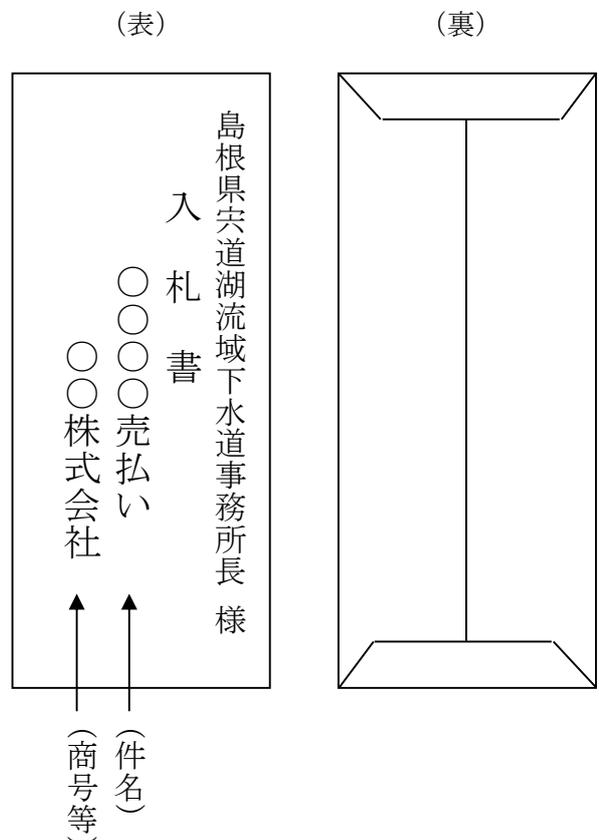
1 入札書

- (1) 金額の頭に「¥」を記載すること。
- (2) 金額は消費税及び地方消費税を含まない額を記載すること。
- (3) 入札者名の記載は、次のとおり。

本人名で入札する場合	代理人により入札する場合
<p>○ 代表者の住所、商号又は名称、肩書、氏名を記載</p> <p>【例】</p> <p>○○郡○○町○○○番地 ○○会社（株） 代表取締役 ○○○○</p>	<p>○ 代表者の住所、商号又は名称、肩書、氏名と代理人の住所、社名、氏名を記載</p> <p>【例】</p> <p>○○郡○○町○○○番地 ○○会社（株） 代表取締役 ○○○○</p> <p>代理人 ○○郡○○町○○○番地 ○○会社（株）○○支店 ○○○○</p>

2 入札書の封筒

- (1) 表には、「島根県宍道湖流域下水道事務所長様 入札書」と書き件名、商号等を記載する。



[参考資料①]

入札金額等に係る留意事項

1. 入札書記載金額

金額 (A)

- ★ 入札参加者が消費税等の課税事業者である場合は消費税等を除いた金額
免税事業者は見積金額から10%を引いた金額

2. 見積金額、落札金額、契約金額

金額 (A)	(A) の10%
--------	-------------

- ★ 消費税等の課税・免税事業者を問わず、入札書記載額の10%を加算した金額

3. 入札保証金

金額 (A)	(A) の10%	×0.05
--------	-------------	-------

- ★ 入札書記載額の10%を加算した額に100分の5を乗じた金額以上
入札前に徴収し、契約締結後に返還

4. 契約保証金

金額 (A)	(A) の10%	×0.1
--------	-------------	------

- ★ 契約額に100分の10を乗じた金額以上
契約締結時に徴収し、契約履行後に返還

〔参考資料②〕

入札保証金及び契約保証金に係る留意事項

1. 現金以外の納付について

入札保証金及び契約保証金の納付は、下記に掲げる国債・地方債又は有価証券の提供をもって代えることができる（県会計規則第61条及び第69条の運用）。

担保の種類	担保の価値（保証金の額として有効な金額）
(1) 国債及び地方債	政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令287号）の例による金額
(2) 政府の保証のある債券及び資金運用部資金法（昭和26年法律第100号）第7条第1項第9号に規定する金融債	額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の10分の8に相当する金額
(3) 銀行又は契約当事者が確実に認める金融機関が振出し、又は支払保証をした小切手	小切手金額
(4) 銀行又は契約当事者が確実に認める金融機関が引受け、保証裏書した手形	手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の一月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割引いた金額）
(5) 銀行又は契約当事者が確実に認める金融機関に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
(6) 銀行又は契約当事者が確実に認める金融機関の保証	保証金額

2. 保証金の免除について

入札保証金及び契約保証金は次の場合に免除できる。

《島根県会計規則抜粋》

（入札保証金の免除）

第61条の2 契約当事者は、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- 1 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- 2 一般競争入札に参加する資格を有する者で過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 3 前二号に掲げる場合のほか、一般競争入札に参加する者の資格を定めた場合において、一般競争入札に参加しようとする者の工事、製造又は販売等の実績、資本の額その他の経営の規模及び状況等を考慮して、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（契約保証金の免除）

第69条の2 契約当事者は、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- 1 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 2 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- 3 政令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 4 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- 5 物品の売払契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- 6 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- 7 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方の工事、製造又は販売等の実績、資本の額その他の経営の規模及び状況等を考慮して、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。